

令和4年神審第15号

裁 決

貨物船A岸壁衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和3年6月8日13時19分僅か過ぎ

兵庫県姫路港広畑第1区

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 498トン

全 長 74.54メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

Aは、固定ピッチプロペラを装備した船尾船橋型鋼製貨物船で、船橋前部中央に操舵スタンド、その左舷側にGPSプロッター、レーダー2台及び電子海図システム、右舷側に機関遠隔操作盤及びバウスタスター遠隔操作盤をそれぞれ備え、a受審人ほか4人が乗り組み、鋼材1,543トンを積載し、船首3.35メートル船尾4.50メートルの喫水をもって、令和3年6月7日02時30分千葉県木更津港を発し、姫路港広畑第1区に向かった。

ところで、姫路港広畑第1区は、同港中央部に位置し、同区北部には、北方に面した輸出岸壁及び広畑岸壁並びに南方に面した夢前岸壁、鴨田岸壁、中央岸壁及び鶴田岸壁がそれぞれ築造され、輸出岸壁と広畑岸壁の間の水路により南方に面した各岸壁へ通じていた。

また、Aの操縦性能は、海上公試運転成績書船体部写によると、11.5ノットの前進速力で航走中、舵角35度を取って右旋回したときの最大縦距及び同横距がそれぞれ269.51メートル及び247.68メートル並びに11.6ノットの前進速力で航走中、同舵角を取って左旋回したときの最大縦距及び同横距がそれぞれ254.37メートル及び258.90メートルで、11.5ノットの前進速力で航走中、全速力後進発令から5ノットの前進速力に減ずるまでに要する時間及び同航走距離がそれぞれ1分24秒及び360メートルで、5ノットの前進速力に減じて引き続き船体停止までに要する時間及び同航走距離がそれぞれ52秒及び69メートルであった。

a受審人は、翌8日07時40分友ヶ島水道で昇橋して一等航海士から引き継いで単独の船橋当直に就き、大阪湾を北上し、引き続いて速力調整を行いながら播磨灘を西行したのち、姫路港に入域し、13時08分広畑東防波堤を航過して同港広畑第1区を北上し、13時

12分半僅か前広畑導灯（前灯）から180度（真方位、以下同じ。）1,330メートルの地点で、針路を着岸予定の鴨田岸壁に向く005度に定め、7.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）から徐々に減速を始め、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、13時17分僅か過ぎ広畑導灯（前灯）から170.5度450メートルの地点に至り、機関を半速力後進にかけ、13時17分半僅か過ぎ広畑導灯（前灯）から168度380メートルの地点に達し、4.4ノットの速力となったとき、右舵をとり、バウスラスターを右半速にかけて右旋回を開始した。

右旋回を開始したとき、a 受審人は、船首端が鴨田岸壁まで170メートルとなり、その後、過大な速力で同岸壁に接近する状況となったことを認めたが、機関を後進にかけ、バウスラスターを右半速にかけていることから、旋回して無難に着岸できるものと思い、直ちに機関を全速力後進にかけるなど、減速措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、過大な速力のまま、鴨田岸壁に接近を続け、13時19分僅か前船首方至近となった同岸壁に衝突の危険を感じ、右舵一杯にとり、バウスラスターを右全速としたものの、及ばず、13時19分僅か過ぎ広畑導灯（前灯）から139度200メートルの地点において、Aは、船首が022度を向き、2.8ノットの速力となったとき、バルバスバウが鴨田岸壁に衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の南南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aはバルバスバウに凹損等を、鴨田岸壁は鋼製矢板に凹損をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件岸壁衝突は、姫路港広畑第1区において、鴨田岸壁に向けて航行する際、減速措置が不十分で、過大な速力のまま、同岸壁に向かって接近を続けたことによって発生したものである。

a 受審人は、姫路港広畑第1区において、鴨田岸壁に向けて航行中、過大な速力で同岸壁に接近する状況となったことを認めた場合、直ちに機関を全速力後進にかけるなど、減速措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、機関を後進にかけ、バウスラスターを右半速にかけていることから、旋回して無難に着岸できるものと思い、減速措置を十分にとらなかった職務上の過失により、過大な速力のまま、鴨田岸壁に向かって接近を続けて衝突する事態を招き、船体及び岸壁それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月16日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭